

ZY13-17 論文要旨説明書

報告論文のタイトル：懲罰的損害賠償の政府・基金への分配と和解の関係：タロックコンテストモデルによる分析

報告者・共著者（大学院生は所属機関の後に（院生）と記入してください。）

報告者氏名：池田康弘

所属：熊本大学法学部

共著者氏名：森 大輔

所属：熊本大学法学部

論文要旨（800字から1200字，英文の場合は300から450語）

不法行為訴訟において被告に懲罰的損害賠償が科される場合，原告に懲罰的損害賠償の全額を受け取らせるのではなく，一部を政府や基金に分配するという制度（Split Recovery Statute）がアメリカの一部の州で見られるようになっている。

本報告では，この制度における原告と被告の，和解と訴訟の選択に関するインセンティブについて分析する。このテーマの先行研究として Kahan & Tuckman (1995)があり，彼らは，原告と被告の対称情報を仮定したモデルに基づいて，賠償の一部を政府へ分配する制度が和解に与える影響の分析を行なっている。彼らの結論は，賠償額に関する予想が原告と被告で異なる場合，この制度がある場合の方が無い場合よりも和解しやすい場合もあれば，逆に和解しにくい場合もある，というものであった。この後の研究の流れは，対称情報という仮定を修正して，非対称情報のモデルで分析を行う，という方向で進展している。

これに対して本報告では，Kahan & Tuckman と同じく対称情報の比較的単純なモデルで分析を行い，それでもなお彼らとは異なる結論が導かれる可能性があることを示す。本報告の結論は，この制度は，原告と被告が和解を選択しやすくする効果を常に持つ，というものである。本報告の特徴は，Tullock(1980)が最初レントシーキングを分析するために考案し，その後，訴訟での弁論主義を分析するために用いた，いわゆる Tullock contest function をモデルに取り入れたことである。

これに続けて，さらに原告の弁護士費用の支払い方と和解の関係についても分析する。賠償の一部を政府へ分配する制度がある場合，原告の弁護士費用の支払い方については，獲得した賠償額の一定割合を支払うという成功報酬の枠の中でも，大きく分けて2通りの支払い方がありうる。すなわち，賠償の一部を政府に分配する前の額を基礎にその一定割合を弁護士に支払うという方法と，あるいは賠償の一部を政府に分配した後の額を基礎にその一定割合を弁護士に支払うという方法である。また，原告の弁護士の行動のあり方としても，2通りの場合を考える。弁護士が自らの得る報酬のみを最大化する行動をとる場合と，原告の得る額と弁護士の報酬の和を最大化する場合である。

すなわち本報告では，以下の4通りの場合を考える。(1)賠償の一部を政府に分配する前の額を基礎にその一定割合を弁護士に支払う制度で，弁護士は自らの得る報酬のみを最大化する(2)賠償の一部を政府に分配する前の額を基礎にその一定割合を弁護士に支払う制度で，弁護士は原告の得る額と弁護士の報酬の和を最大化する(3)賠償の一部を政府に分配した後の額を基礎にその一定割合を弁護士に支払う制度で，弁護士は自らの得る報酬のみを最大化する(4)賠償の一部を政府に分配した後の額を基礎にその一定割合を弁護士に支払う制度で，弁護士は原告の得る額と弁護士の報酬の和を最大化する，という4通りである。本報告では，以上のどれが和解のインセンティブに与える影響が大きいのかについて分析することにする。